

代行申請と各種認定申請の委任状添付要領

1 代行申請について

介護保険法第27条に、要介護認定を受けようとする被保険者に代わり申請手続きを代行できる者が明記されていますが、その際、代行申請に係る委任状添付の要否は各保険者の判断に委ねられています。
 福岡県介護保険広域連合では、「被保険者のサービス利用意思の確認」を行うため委任状添付の取り扱いを下記のとおりとしますのでご協力をお願いします。

2 各種認定申請における委任状の添付について

下表において、代行者種別及び申請区分をご確認のうえ、該当する欄が“要”となっている場合は、必ず委任状を添付して代行申請を行ってください。(表中のいずれにも該当しない場合は、委任状を準備してください。)

※斜線箇所は委任状不要です。

区分	代行者種別	委任状の要否(申請区分ごと)					参考と例示
		新規	更新	区分変更	要支要介 新規	申請 取下げ	
	地域包括支援センター						
個人	3親等以内の家族 (同居・別居不問)						
	成年後見人 等						保佐人及び補助人を含む
	民生委員						
	被保険者との契約関係を確認しうる 社会保険労務士						
	※上記以外の個人(第三者) (隣人・知人等)	要	要	要	要	要	施設に属さないケアマネジャー等の 有資格者を含む
介護 保険 施設	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)						
	介護老人保健施設						
	介護医療院						
地域 密着 型	地域密着型介護老人福祉施設 (定員29名以下の特別養護老人ホーム)						
	※上記以外の 地域密着型サービス事業者	要	要	要	要	要	【例】 ・認知症対応型共同生活介護(GH) ・認知症対応型通所介護(デイ) ・小規模多機能型居宅介護 他
その 他の 事業 者	指定居宅介護支援事業者	要		要	要 (※注)	要	
	※上記以外の サービス事業者 等	要	要	要	要	要	【例】 ・特定施設 (養護老人ホーム・有料老人ホーム・ 軽費老人ホーム・適合高齢者専用賃 貸住宅) ・訪問介護事業者 ・宅老所 ・在宅介護支援センター 他

(※注) 地域包括支援センターに「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出済みの被保険者の「要支援者の要介護新規申請」を代行する場合は、事前に担当の地域包括支援センターに状態を説明し、委任状の承認者欄により承認を得てください。承認する際の押印は、地域包括支援センターの担当者印または事業所印のいずれを使用していただいても結構です。